

平成十六年二月二十六日提出
質問 第二二八号

金融機関が連帯保証人に対し債権取り立てを行う際生じる問題に関する質問主意書

提出者 中津川博郷

金融機関が連帯保証人に対し債権取り立てを行う際生じる問題に関する質問主意書

金融機関の不良債権の処理がすすむ中で、銀行が連帯保証人にも過酷な債権取り立てを強行し、それにより生活が破綻させられるケースが続出していることから、連帯保証制度の見直しは、急務であると考え、従って、次の事項について質問する。

一 銀行は、融資については主たる債務者に対し、説明義務はないと主張している。したがって、融資金、金利、返済期限などの返済条件、担保設定、および連帯保証の効果について説明を行っていないとの苦情が多く寄せられているが、政府金融庁は、銀行のこのような対応は正当なものと考えているか。

二 同様に銀行は、連帯保証人に対しても、融資の保証については、保証の種類（単純保証か連帯保証）とその違い、また保証の範囲（特定取引の保証、保証の上限を定めた根保証、無期限・限度額なしの包括保証）の区別と違いについても説明を行っていないとの苦情が多く寄せられているが、政府金融庁は、銀行のこのような対応は正当なものと考えているか。また、正当と考えているとすれば、その根拠は何か。

三 商工ローンでは、根保証が問題となり、貸金業規制法が改正になったが、銀行における連帯保証をめぐるトラブルについて政府金融庁は、実態を把握しているか。また、把握していれば、それを明らかにされ

たい。

四 旧富士銀行は、連帯保証契約締結後、追加融資を行うにあたり、その事実を連帯保証人にはなにも知らせないままに融資をした。巨額な債務について、別紙のような保証書にもとづき、連帯保証人に支払いを請求するケースが多数ある。そのために、ノイローゼになり、医院を廃業したり、あるいは、銀行より自己破産を促され、その結果、弁護士を事実上廃業に追い込まれかねない悲惨なケースが続出しているが、政府金融庁は、この保証書をめぐるトラブルが多発していることは承知しているか。

五 政府金融庁は、「利他性」「人的責任制」「無償性」「情義性」「未必性」「軽率性」が特色だとされる保証の特質に鑑み、連帯保証人の保護のために、無期限、無限定の包括保証の禁止、根保証の規制、さらには、保証人の収入から見て一定の債務を支払った場合は、残余の債務については、免除するなどの規制を行う考えはないか。

六 銀行は、子どもらが、相続人であることを理由に学生等であっても、収入の有無、債務の目的に関与しているかに関わりなく、包括保証を要求することが多い。子どもらが、包括保証をしていると、主たる債務者である親が死亡した時に、相続を放棄し、主たる債務が免除されても、包括保証の地位は残ってしま

うので、相続放棄の意味がなくなり、結果的には、民法が生前の相続放棄を禁止し、相続放棄を権利として認めている法の趣旨にも反するものではないか。

七 旧富士銀行が使用していた別紙のような保証書では、枠の上段に記載されている「現在および将来負担するいつさいの債務」という意味は、債務者が債務を履行しなかった場合に、その債務だけではなく、将来支払いを怠ったために生ずる利息、遅延損害金などについても支払い義務があると誤解させやすいと思われるが、政府金融庁は、これについて改善などの指導を行ったか。行ったとすればいつか。

八 政府金融庁は包括保証について、今後何らかの立法的解決を検討しているか。検討中であれば、その内容を明らかにされたい。

九 政府金融庁は、連帯保証について、銀行の説明義務が不充分だったような場合には、最近の判例では、連帯保証人の責任は軽減される傾向にあるとの見解を述べているが、その根拠は何か。右質問する。



保証書

平成 2年 3月 日

株式会社 富士銀行

住 所 都 区

連帯保証人

住 所 都 区

本 人

〔被保証債務〕保証人は、被保証債務をつぎのとおり確認します。

保証確認印(注1)	内 容 (注2)
1	本人が別に差し入れた銀行取引約定書(裏面記載と同文)第1条に規定する取引によって、貴行に対し現在および将来負担するいっさいの債務。
2	同 上、ただし、保証債務の極度額を <u>金</u> とする。
3	債務の種類 (該当番号を○で囲んで下さい)
	1. 金銭消費貸借契約証書による借入債務
	2. 手形による借入債務
	3. 支払承諾依頼書による求償債務
	4.
	借入日または依頼日
金 額	金 (現在金)
最終返済期日	平成 年 月 日
利息または保証料	年 %の割合 損 害 金 年 14%の割合
手形による借入債務の場合に、当該手形に代えて新たな手形が差し入れられたときは、手形が書き替えられたものとし、この保証は書き替え後の手形による債務に及ぶものとします。その後書き替えられた場合も同様とします。	

(注1) 保証人は、上記1、2、3、のなかから保証する債務の内容を選択し、該当欄に確認印を押捺して下さい。
 (注2) 保証する債務の内容を取引科目によって規定する場合には、当該欄余白にその取引科目名をお書きのうえ欄外左部余白に○字挿入と記入し、訂正印を押捺して下さい。

(銀行使用欄)

(注) 外国為替取引を含む場合は当該約定書を添付し、保証人の契印をうける。

保証人の本人確認・意思確認方法

確認印

(面接日時、場所、同席者など経緯を具体的に記入)

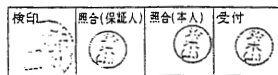
約 定

保証人は、本人が貴行に対し負担する左記の債務について本人と連帯して保証債務を負い、その履行については本人が別に差し入れた銀行取引約定書（裏面記載と同文）の各条項のほか、つぎの条項に従います。

なお、本人が別に当座勘定貸越約定書(裏面記載と同文)、支払承諾約定書（裏面記載と同文）またはその他の約定書を差し入れる場合、それらの各条項にも従うものとします。

1. 保証人は、本人の貴行に対する預金その他の債権をもって相殺をしません。
2. 保証人は、貴行がその都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。
3. 保証人が保証債務を履行した場合、代位によって貴行から取得した権利は、本人と貴行との取引継続中は、貴行の同意がなければこれを行使しません。もし、貴行の請求があれば、その権利または順位を貴行に無償で譲渡します。
4. 保証人が本人と貴行との取引についてほかに保証をしている場合には、その保証はこの保証契約によって変更されないものとし、また、ほかに極度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証を加えるものとします。保証人が本人と貴行との取引について将来ほかに保証をした場合にも同様とします。

以 上



照合事項：住所、氏名、印